

## 雫石町監査委員告示第 1 号

令和 5 年 1 月 11 日付提出された住民監査請求について、地方自治法第 242 条第 5 項の規定により、下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 14 日

雫石町監査委員 小 田 純 治  
同 階 研 太

### 第 1 請求人 (A、B)

### 第 2 請求のあった日 令和 5 年 1 月 11 日

### 第 3 請求の受理 本件請求は、所要の法定要件を具備していると認め、令和 5 年 1 月 18 日これを受理した。

### 第 4 請求の内容（原文のとおり）

#### 投票区再編に関する住民監査請求書

##### 1 請求の要旨

令和 4 年 4 月に選挙管理委員会事務局（書記長）の決裁で実施された、投票所が変更となる投票区の有権者に対する「投票区・投票所の再編（案）に関するアンケート」について監査を求めます。

アンケートの実施にかかった費用：送付・回収のための郵送料の合計 385,046 円（資料 1）

##### (1) 違法性・不当性

- ・投票権は、憲法で保障された国民固有の権利であり、有権者一人一人に例外なく平等に保障されなくてはなりません。住民の投票の利便性にかかわる投票区・投票所の設置をどのようにするかの方針決定は、公正な選挙を行う上で重要な問題で、決して軽易な事案ではありません。
- ・しかるに、選管事務局が、選挙管理委員会で審議・検討することも選挙管理委員長の決裁を受けることもなく、書記長決裁で、投票区再編方針を作成したうえ、その賛否を問うアンケートを実施したのは、地方自治法第百九十一条③「書記長は委員長の命を受け…委員会に関

する事務に従事する。」及び、雫石町選挙管理委員会規程第 16 条「起案文書は、すべて書記長を経て委員長の決裁を受けなければならない。ただし、軽な事件であって委員長が指定したものは、書記長がこれを専決することができる。」に違反しています。(資料 2・3・4・5)

- ・アンケートでは是非を問うた投票区再編方針は、昭和 44 年自治省選挙部長通知が求めている遠距離地区(投票所までの道程 3km 以上の地区)の解消を一切考慮しておらず、再編後の第一投票区に至っては、滝沢市全体の面積(182.5 km<sup>2</sup>に 13 の投票区を設置)を上回る 193.61 km<sup>2</sup>の南端に投票所が設置されることになり、網張地区から投票所まで 15 km にもなるなど、本来なら解消すべき遠距離地区を逆に増やすものでした。(資料 6・7・8)
- ・さらに重大な問題は、アンケートを実施する際、他の自治体では当たり前に行われていた、住民が再編の是非を判断するうえで必要な公正かつ十分な情報提供がされていなかったことです。選挙管理委員会では令和 4 年 5 月まで投票区再編方針を議題としていないにも関わらず、アンケートには「選挙管理委員会では投票区の再編を検討しています」と事実と異なる記載がされていました。その一方で、住民に提供された情報は、投票区再編により投票所が変更になる行政区名と投票所、再編の必要性のみでした。投票区再編にあたって準拠すべき基準(昭和 44 年自治省選挙部長通知)があることや、再編の全体像が分かるよう投票区や投票所の位置を示す地図、各投票所の有権者数、遠距離地区となる行政区と有権者数、再編することにより発生する問題とその対策などの情報が住民に知らされることはありませんでした。(資料 4)
- ・5 月の選挙管理委員会では、このアンケートで投票区再編に賛成・どちらかと言えば賛成が多数であることを理由として投票区再編が決定されましたが、投票権は憲法に保障された町民一人一人に与えられた固有の権利であり、いわばアンケートを利用した多数決で、特定の地域の町民の投票権を奪うことは許さるものではありません。アンケートはその利用の仕方においても不当です。

以上述べてきたように、書記長は、違法な手続きにより不当な「投票区・投票所の再編(案)に関するアンケート調査」を実施し、町に対して、その郵送・回収のための経費 385,046 円の損害を与えました。

## (2)求める措置

以下の 4 点について勧告してくださるよう求めます。

- ・アンケートの実施にかかった費用(送付・回収のための郵送料の合計 385,046 円)を、選挙管理委員会事務局(書記長)は全額を町に弁済すること。
- ・選挙管理委員会は、公正な手続きにより「昭和 44 年自治省選挙部長通知」に基づき遠距離投票区を解消するよう投票区再編をやり直すこと。
- ・選挙管理委員長と選挙管理委員会事務局は、選挙管理委員会が首長から独立した執行機関であり、事務局は委員長の命を受けて事務に従事する補助機関であることを深く認識し、地方自治法や選挙管理委員会規程をはじめ関連する規則や通知に準拠し職務に当たること。
- ・選挙管理委員会議事録は、町の HP で公開すること。

## (3)事実証明書

資料 1 アンケートに関する費用

資料 2 決裁伺書「雫石町投票区再編方針について」

資料3 令和4年第3回雫石町選挙管理委員会議事録

資料4 決裁伺書「投票区・投票所の再編（案）に関するアンケート調査について」

資料5 令和4年第4回雫石町選挙管理委員会議事録

資料6 昭和44年自治省選挙部長通知

資料7 新投票区図（令和4年6月9日公開「投票区再編について」より抜粋）

資料8 投票区の面積（選挙管理委員会事務局に対する問い合わせへの回答）

## 第2 請求の要件審査、受理

本件請求については、地方自治法（以下「法」という。）第242条所定の要件を備えているものと認め受理し、監査を実施した。

## 第3 監査の実施

### 1 監査の対象

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関・職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得・管理・処分・契約の締結等の財務会計上の行為（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）があると認められるとき、又は違法若しくは不当な公金の賦課、徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができるものである。

つまり、住民監査請求は財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実を対象としており、アンケート調査の実施に関する決裁の違法性・不当性の可否については、財務会計上の行為でないため、本来は監査の対象ではない。しかし、雫石町会計規則第44条により、支出命令にかかる経費の支出の際には、決裁を経た決裁書を添付することとしているため、投票区・投票所の再編（案）に関するアンケート調査に関する公金の支出が、不適法かつ不当な行為に該当し、町に損害を与えているかを監査対象とした。

なお、請求人が求める措置のうち、投票区再編のやり直し、法令・規則・通知に準拠した職務の遂行及び選挙管理委員会議事録の町ホームページでの公開を求めているものと解されるが、いずれも法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象となる措置に当たらないことから、監査の対象外とした。

### 2 監査対象機関

雫石町選挙管理委員会及び総務課を監査対象とした。

### 3 請求人の陳述

#### （1）実施経過

法第242条第7項の規定により、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。請求人は陳述のために来庁することが困難であったため、請求人からの申し出により陳述の内容につ

いて書面により提出することを認めた。

令和5年1月31日に監査請求書に基づいて書面により補足等がなされ、新たな証拠の提出があった。

(2) 請求人の陳述の要旨（原文のとおり。ただし、一部非公開）

#### 投票区再編に関する住民監査請求にかかる証拠資料

今回の投票区再編について、私たち住民が再編計画があることを初めて知ったのは昨年4月中旬、郵送で再編対象地区へのアンケートが届いた時です。投票所がこんなに遠くなったら、今回は何とか投票できても、近い将来、自家用車が利用出来なくなれば投票にはもう行けなくなると思いました。それでも、その事情を書いて出せば、投票所の統廃合の計画見直しや何らかの対策は実施していただけるものと思いアンケートに回答し返送しました。しかし、アンケートの締め切りは4月28日、再編の決定が5月13日。ゴールデンウィークを除けば、アンケートの締め切りから決定まで1週間足らずという余りに急なものでした。それで、どういう経過でこの再編が決まったのかと思い選挙管理委員会事務局にもいろいろお尋ねしたところ、決定過程、とりわけアンケートの実施の仕方に問題があるのではないかとということで、この度の住民監査請求に至りました。

1. はじめに 共通認識として確認しておきたいこと

(1)投票権は、一人一人の住民に平等にその権利が保障されてなければならない人権

憲法15条に「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」とあるように、投票権は国民固有の権利であり、障害の有無や町内のどこに住んでいるかに関わらず全ての町民に平等にその権利が保障されていなければならない人権です。それゆえ、投票所が自宅から遠くに設置されることで一部の住民が投票に行けなくなるような事態はあってはならず、従って、投票所をどこに置くかということについては、昭和44年自治省選挙部長通知「投票区の増設について」においても、その第一番目に「1 遠距離地区（投票所から選挙人の住所までの道程が3キロメートル以上ある地区）を含む投票区にあつては、当該投票区の分割、再編成等の措置により遠距離地区の解消に努めること」を求めています。この通知は今も生きていて、この間県内でもいくつかの自治体で投票区の再編が行われていますが、この基準を考慮した投票区再編・投票所の設置の方針を選挙管理委員会で議論し、住民説明会なども行っています。この点については後で詳述したいと思いますが、他自治体を見ても、投票区再編の決定に至る一連の手続きは、事務局が選管での審議も了承もなく進めるような軽易なものではありません。

(2)選挙管理委員会は、首長から独立した執行機関であり、事務局は補助機関であることの重要性と、選挙管理委員会の独立性を担保する手続き

選挙管理委員会は、公職選挙法の第一条（目的）にあるように、「日本国憲法の精神に則り、…選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明且つ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期する」よう、首長部局から独立して選挙にかかわる事務を執行する機関として設置されています。

首長や議員は選挙で選ばれますが、首長や議員が選挙にかかわる決定権を持てば、例えば理論的には、自分の支持者が多い地区に投票所を設置したり、あるいは対立する候補の地域

からは極端に遠距離になるように投票所の場所を決めることも可能で、それこそ選挙の公平性が失われてしまいます。そのため議員は選挙管理委員になることはできません。選管事務局は首長部局に属する自治体職員が担っていますが、そういう不公正が生じないよう、その独立性を担保するために、地方自治法の第百九十一条③では「書記長は委員長の命を受け、書記その他の職員又は第百八十条の三の規定による職員は上司の指揮を受け、それぞれ委員会に関する事務に従事する。」とされ、雫石町選挙管理委員会規程第16条では「起案文書は、すべて書記長を経て委員長の決裁を受けなければならない。ただし軽易な事件であって委員長が指定したものは、書記長がこれを専決することができる。」となっています。

選挙管理委員会は独立した執行機関であり、あくまでも選管事務局は補助機関であるということが、選挙の公正性を担保するうえで重要な意味を持つということです。

### (3) 起案において留意すべき事項 法律的観点・行政的観点・財政的観点の検討

起案とは何か。岩手県「行政文書等管理指針」によれば、  
『起案』とは、実施機関の意思を決定し、事務又は事業を実施するために必要となる原案を作成することをいう。」とあって、（一は引用者による）

#### 「第2節 起案、供覧、合議及び決裁

##### （起案の要領）

第18条 起案は、次に掲げる事項に留意して行われなければならない。

（1）起案者の作成した案が施行者の意思として決定されることが多いことを自覚し、責任を持って起案すること。

（2）事案の背景及び検討の経過並びに起案に際しての上司の指示を理解して起案すること。

（3）法律的観点、行政的観点及び財政的観点の検討を行った上で起案すること。

（4）施行された文書を受け取る側の立場に立ち、親しみやすく、かつ、誤解を生じさせることのないような表現を用いて起案すること。

（5）起案した文書（以下「回議案」という。）について、職員及び決裁権者が、速やかにその内容、問題点等を理解し、判断することができるように、これらを分かりやすく、かつ、簡潔に記載して起案すること。」

との指針が示されています。この指針自体は2022年9月に策定されたものですが、従来からの基本的考え方を指針としてまとめたものだと思います。

ここから分かることは、補助機関としての選管事務局の役割は、法律的観点、行政的観点及び財政的観点を踏まえて起案することにより、選挙管理委員会が公正な意思決定を行えるようサポートすることだということになると思います。

そのことを先ず、確認したうえで、今回の再編の経過を検証します。

## 2. 投票区再編の流れ

### ①令和元年7月～8月

政策推進課が実施した令和元年度雫石町町民意識調査（以下、町民意識調査）に、選挙に関連して以下の3項目を調査項目に入れた（選挙管理委員会事務局：以下事務局）。

質問（15）期日前投票の認知度

質問（16）投票日当日の投票時間

質問（17）投票所の再編及び変更

②令和4年3月

投票区再編方針の作成（事務局）

③令和4年4月

「投票区・投票所の再編（案）に関するアンケート」の実施（事務局）

アンケート送付・回収のための郵送料として合計 385,046 円を支出

④令和4年5月

投票区再編の最終審議・決定

アンケート結果を踏まえ、投票区を定めている雫石町選挙執行規程を改正し、投票区を 12 から 9 へ再編することを審議・決定（選挙管理委員会）

議会答弁によれば、①の質問項目の選定も事務局が行っていて、②の再編方針の作成、

③アンケート調査も選挙管理委員会に諮らず、事務局（書記長）の決裁で行われています。

そのことは、書記長の議会答弁でも裏付けられています。

＜令和4年9月議会 会議録 西田議員への答弁 抜粋＞ ーは引用者による

◎総務課長（米澤康成君） お答えをいたします。

今回のアンケートに限らず、令和元年度町民意識調査においても、投票所の見直しのみならず、3項目ほどの調査をしておりますけれども、それは選管独自ではございませんけれども、そういったものについても選挙管理委員会の議題という形でっているものではございません。そこから検討がずっと長年進められてきたわけでございます。何を選挙管理委員会の議案とするかという部分については、選挙管理委員会の規定等に基づいて実施しているわけですが、いかなせん議会のように全員協議会とかそういった形の報告会、報告といいますか、事前の説明とか、そういったものを仕組み上設けてきておりませんでしたので、委員会の都度、委員会が終わった後、そういった情報連絡という形でお伝えしてきているといったような状況でございますので、今回もそういった形でやったものですし、投票区そのものについては、投票区の見直しという部分は選挙規程の中で投票区の規定がございますので、当然委員会の議決事項という形で決定してきているものでございます。

### 3. 「投票区・投票所の再編（案）に関するアンケート」実施にかかわる違法性と不当性

#### (1) 手続き上の違法性

先ず、当然のことながら、②令和4年3月、投票区再編方針の作成や③令和4年4月「投票区・投票所の再編（案）に関するアンケート」は、雫石町選挙管理委員会規程 16 条の「軽易な事件」に当たらないことは最初に述べた通りです。同条文を素直に読めば、選挙管理委員長が決裁があつてしかるべきだし、選挙管理委員会で審議・決定するべきもののはずですが、先に提出した資料 2・資料 4 の決裁伺書には選挙管理委員長の決裁印はありません。現に、紫波町では臨時の選挙管理委員会を開いて投票区再編の方針案を審議・決定しています。

付け加えると、私どもが、選挙管理委員会議事録と提出資料の公文書開示請求をした際、「雫石町投票区再編方針について」の文書は、決裁伺書の別紙「案」のみが、令和4年3月の選挙管理委員会の提出資料として開示されています。しかし、議事録では当日の議題になって

おらず、他の提出資料とは違い通し番号がなく、かと言って表紙も日付もないので、一体どういう資料ですかとお尋ねしたところ、「令和4年3月の選挙管理委員会に対し選挙管理委員会事務局より提示した資料となります。投票区再編にあたって、委員に対し事務局としての考え方を示した資料となります。」とのご回答で、どうして会議の中で提示しただけで、審議もしなければ了承を得ることもしなかったのか…裏を返せば、議題にすることにどんな問題があったというのかはなはだ疑問です。（追加証拠資料1）

いずれにしても、再編方針の作成とアンケートの実施は、地方自治法の第百九十一条③、雫石町選挙管理委員会規程第16条に則った手続きにはなっておらず、違法です。

## (2)「再編方針」の不当性 法律的観点、財政的観点の欠如

ア) 昭和44年自治省選挙部長通知を一切考慮していない

昭和44年5月15日 自治管第45号各都道府県選挙管理委員会委員長あて自治省選挙部長通知は、「1 遠距離地区（投票所から選挙人の住所までの道程が3キロメートル以上ある地区）を含む投票区にあつては、当該投票区の分割、再編成等の措置により遠距離地区の解消に努めること。」を求めています。

雫石町は、従来の12投票区の時でさえ、第一投票区の面積は107km<sup>2</sup>、第三投票区は86.4km<sup>2</sup>もあり、道程3kmどころか10kmも離れている遠距離地区が存在していました。

①令和元年7月～8月実施の意町民意識調査においても、質問(17)への回答を見ると、「投票所が今よりもお住まいから遠くなった場合」、「支障が大きく、投票が困難になる」との回答が6.4%（全有権者数13,848の6.4%は、886人）、交通手段が確保できればいく」裏を返せば、交通手段の確保等何らかの対策ができなければ投票できなくなる可能性のある有権者が33.9%（同4694人）いることがわかっていました。合わせれば約4割です。（追加証拠資料2）

ところが、事務局作成の再編方針では、町民意識調査の結果も選挙部長通知にある遠距離地区の解消についても一切検討されていません。

人口減少や経費削減、投票所として使っていた旧小学校の利用計画などを理由に、町辺縁部の投票所を廃止して、投票所を町中央部に集めるような計画を立案。よりによってただでさえ面積の広い旧第一と第三投票区を統合した新第一投票区は193.61km<sup>2</sup>に、新第三投票区は100.5km<sup>2</sup>、第九投票区は135.2km<sup>2</sup>など広大な投票区が生まれることになりました。因みに滝沢市は、面積183km<sup>2</sup>に対し、現在、13投票区を設置しています。人口の違いはあるにせよ、第一投票区は、滝沢市の端にポツンと投票所が一つ置かれているようなもので、旧上長山小学校以北、上駒木野以北の住民は軒並み遠距離地区となってしまう、とりわけ網張地区は投票所までの道程が15km近くにもなります。旧南畑小学校を投票所としていた住民は、投票所自体が3kmも町中心部に移動し、鶯宿地区からは6kmを超える道程となっています。しかし、遠距離地区問題は、一切検討されることがありませんでした。

イ) 経費削減について検討されていない

経費削減が必要との記述はあるものの、具体的な試算はされていません。投票所の統廃合でどれだけの経費が削減できるのか、一方で、遠距離地区への交通手段の提供や移動期日前投票などを実施した場合に増える経費がどれだけになるのか検討されていないのも問題だと思います。

また、投票区再編が7月の参議院議員選挙からと非常に急がれたわけですが、国政選挙の場合、選挙費用は基本的に国庫負担で行われる（公選法第263条）ことになっており、参議院議員選挙で、投票区再編による町の支出がどれくらい削減できたのかも疑問です。

### (3)「再編方針に対するアンケート」の不当性

(1)で述べたように、再編計画の方向性は選挙部長通知にも反するものであり、これを進めるためにアンケート調査をすること自体不当と考えますが、問題はそれだけではありません。

#### ア) 事実に反する記載

アンケート用紙には「雫石町選挙管理委員会では投票区の再編を検討しています」と記載されていますが、(1)で述べた通り、選挙管理委員会が投票区再編を議題としたのは令和4年5月が初めてであり、それまで一度も投票区再編について選挙管理委員会の議題にすらなっていません。

#### イ) 住民が再編の是非を判断するのに公正かつ十分な情報提供がされていない

アンケートで住民に知らされたのは、投票区再編により投票所が変更となる行政区名と、再編する主な理由だけでした(右図)。転入して間もない住民には、行政区名だけでは何が何だか分からないという人もいました。

投票区再編を実施した他の自治体、例えば奥州市では、再編の1年前に再編案を公表。地図で旧投票所と新投票所を示したり、1投票所あたりの面積や有権者数、投票所から直線距離で2km以上の行政区、遠距離地区の高齢者の人数、遠距離地区の住民への具体的支援の方法(送迎車の運行や移動期日前投票所の設置場所や時間)も含めて資料を示し、再編対象地区での住民説明会を経てパブリックコメントやアンケート調査を実施しています。紫波町の場合も、住民への説明に使用したスライドには、法的根拠、国が示した基準、地図、選挙執行経費の削減の見通し、移動手段がない方向けの事業などが示されています。(追加証拠資料3・4)

#### ウ) アンケートで賛成多数を理由にした再編は不当

投票区再編を決定した令和4年5月13日の選挙管理委員会に提出された事務局作成の資料「投票区の再編に関するアンケート結果」には、『賛成』および『どちらかといえば賛成』の割合は、高い投票所では8割を超えている。また一番低い投票所においても、全体の3分の2を超えていることから、投票所の再編については一定の理解は得られたものと考えられる」と記載され、再編決定の最大の根拠とされました。(追加証拠資料5)

アンケートの起案の段階で既に「信頼度」を問題にしていること、アンケート締切から、連休を除くと僅か1週間で再編を決定していることから、賛成が多数ならば再編を実施す

雫石町選挙管理委員会事務局 からのお知らせ

## 選挙投票区の再編(案)にご意見をお聞かせください

町選挙管理委員会では、投票区の再編を検討しています。再編(案)に伴い、投票所が変更となる投票区の全有権者を対象に、アンケート調査を実施します。

■投票区の再編(案)により、投票所が変更となる行政区

| これまで   | 行政区                             | 再編(案)  |
|--------|---------------------------------|--------|
| 旧上山小学校 | 盆花・榎家野・五区六区・七区・八区・網張            | 西山公民館  |
| 旧西根小学校 | 上西根・八丁野・西根谷地<br>上駒木野・駒木野・葛根田・篠崎 | 御明神公民館 |
| 御明神保育所 | 滝沢・南・天瀬・天川<br>中南・中島・黒沢・まがき      | 御所公民館  |
| 旧南畑小学校 | 宮宿・赤滝・横沢・矢用                     |        |

■再編する主な理由

- この10年間で町内の有権者数が1,200人減少していることにより、投票区の数を見直しが必要となっている。
- これまで投票所として使用していた旧小学校の使用方針の変更により、投票所としての機能を維持することが困難となっている。
- 新型コロナウイルス感染症への配慮から、保育所の利用の見直しが必要となっている。
- 国政選挙の国からの経費の減少や町職員の減少により、選挙事務の経費や人員数の削減が必要となっている。

■再編の実施時期

アンケート結果を踏まえ、令和4年7月に執行が予定されている国政選挙からの適用を検討します。

【回答方法】 次のいずれかの方法で、同封のアンケート用紙の回答をお願いします。

- ①同封した返信用封筒に入れて郵送
- ②雫石町役場 総務課 に直接持参

【回答〆切】 令和4年 4月28日 まで (当日消印有効)

※電話、メールによるご意見・回答は受け付けませんので予めご了承ください。  
※投票所の再編の是非については、アンケートの結果を参考にさせていただきます。

担当 雫石町選挙管理委員会事務局(雫石町役場総務課内)

ることは既定路線だったと考えられます。

しかし、ここは特に強調しておきたいと思うのですが、投票権は町民一人一人が有する人権であり、いわばアンケートを利用した多数決で、特定の地域の町民の投票権を奪うことは許されません。

「賛成」と回答した町民の意思が「回答者個人としては再編されても問題がない」ということは表明されていても、「再編の結果、遠距離地域の人が投票出来なくなってもよい」との意味も含むとまでは断定できません。住民に対して、投票区の設置について「昭和 44 年自治省選挙部長通知」に示された基準があることが知らされ、6 月 9 日になって公表された「新投票区図」がアンケートに添付され、そして、遠距離地区への移動手段の提供や移動期日前投票所は設置しないということを説明していたなら、住民のアンケートへの回答も変わっていたかもしれません。

このようなやり方が許されるなら、投票所を居住者の多い場所に設置する案であれば賛成多数となり、居住者の少ないところに設置する案は反対多数となる可能性が高く、町辺縁部の住民が不利益な扱いを受けてもアンケート結果を理由に正当化されてしまうことにもなりかねません。

さらに付け加えるならば、アンケートはマークシート方式を採用しており、視覚に障害のある方や高齢で手が震えるような方ではとても回答することができないものでした。はじめから、排除されてしまう人が出るやり方も問題です。

エ) アンケートに示された移動困難者への移動手段の提供がなされなかった

アンケートをこのような目的で利用することは許されないと思いますが、結果を真摯に受け止めるなら、投票所が遠くなるなどの理由で「投票に行かない」（実際には行けなくなるということだと思われるが）との回答が、回収率 46.98%にも拘わらず 68 名（回答者の 4.2%、対象となった有権者全体では 145 人に相当）もいたことを重視し、最低限、総務省も優良事例を公開している遠距離地区の住民に対する「移動手段の提供」ないしは「移動期日前投票所」の設置などの対策をとる必要があったと思います。（追加証拠資料 5）

ところが、選挙管理委員会でその具体策が議論されることはなく、5 月 13 日の選挙管理委

員会でも、書記長が「バスによる移動支援を検討していく」として話題を引き取り（右図）、後日、「あねっこバスを利用して投票所から帰宅する有権者」に片道分のバスのチケット（200 円）を渡すという既存の交通手段を利用できた人に対する運賃補助を行っただけでした。実際のチケット利用者はわずか 9 人であり（第一投票区を走るあねっこバスは、投票所となった西山構造改善センターに停留所すらない）、移動手段がない、あるいは

歩行困難なために投票に行けない、バスにも乗れない町民への移動支援とはなりませんでした。

|       |                                                                                                   |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員一同  | ： アンケート結果を確認。                                                                                     |
| 鈴木委員  | ： アンケート結果を踏まえて再編することとなるが、対応策は検討しているか？投票用のバスなどの検討は？                                                |
| 米澤書記長 | ： 再編にかかわらず考えていくべきものとらえている。他の選挙管理委員会を見ても移動支援等の利用者はあまり多くない。                                         |
| 鈴木委員  | ： 議会への説明は行うのか？                                                                                    |
| 米澤書記長 | ： 5 月 17 日の議員全員協議会にて説明を予定している。アンケートの中で多く意見のあった、投票所へ土足で入場できるようにすることは対応できると考えている。バスによる移動支援等も検討していく。 |
| 林崎委員長 | ： 12 投票区になったのはいつごろか？                                                                              |
| 谷地書記  | ： 平成元年 10 月に旧小岩井投票区がなくなり 12 投票区となった。                                                              |
| 林崎委員長 | ： 質問等を募るが特にないので、議案第 2 号について原案のとおりとしてよいかを諮る。                                                       |
| 委員一同  | ： 全員異議なし。                                                                                         |
| 林崎委員長 | ： 議案第 2 号について原案どおり決定する旨を告げる。                                                                      |

## 公職選挙法（期日前投票）第四十八条の二

7 市町村の選挙管理委員会は、期日前投票所を設ける場合には、当該市町村の人口、地勢、交通等の事情を考慮して、期日前投票所の効果的な設置、期日前投票所への交通手段の確保その他の選挙人の投票の便宜のため必要な措置を講ずるものとする。

としており、本来、投票所までの交通手段の確保や移動期日前投票所の設置などの施策は、選挙管理委員会が責任をもって検討すべき課題だったことも併せて指摘したいと思います。アンケートの実施そのものが違法だと考えますが、その活用においても不当です。

以上のように、書記長は違法な手続きにより、不当な「投票区・投票所の再編（案）」に関するアンケート」を実施し、町に対してアンケート送付・回収のための経費合計 385,046 円の損害を与えました。

### 4. 求める措置

- ・アンケートの実施にかかった費用（送付・回収のための郵送料の合計 385,046 円）を、選挙管理委員会事務局（書記長）は全額を町に弁済すること。
- ・選挙管理委員会は、公正な手続きにより「昭和 44 年自治省選挙部長通知」に基づき遠距離投票区を解消するよう投票区再編をやり直すこと。
- ・選挙管理委員長と選挙管理委員会事務局は、選挙管理委員会が首長から独立した執行機関であり、事務局は委員長の命を受けて事務に従事する補助機関であることを深く認識し、地方自治法や選挙管理委員会規程をはじめ関連する規則や通知に準拠し職務に当たること。
- ・透明性の確保という観点から、選挙管理委員会議事録は、町の HP で公開すること。  
農業委員会では詳細な議事録が公表されています。

### 5. 終わりに

書記長の発言を振り返ると「選挙管理委員会の規定等に基づいて実施しているわけですが、いかんせん議会のように全員協議会とかそういった形での報告会、報告といいますか、事前の説明とか、そういったものを仕組み上設けてきておりませんでしたので、委員会の都度、委員会が終わった後、そういった情報連絡という形でお伝えしてきているといったような状況でございます」「委員に対し事務局としての考え方を示した」「バスによる移動支援も（事務局が）検討していく」など、本来、補助機関である事務局があたかも執行機関であるかのように振る舞うことが常態化していることを危惧します。

例えばですが、結果的に町長の居住地周辺に投票所が集まってしまった今回の投票区再編にかかわって、選管の審議を経ず書記長決裁で方針が作られアンケートが実施されていたことで、その決定に町長の意向が強く働いているのではないかという疑念、ひいては町政へのあらぬ不信を招くことだってあり得ます。選挙規程の改定の議決だけは選挙管理委員会でやったから良いとはなりません。その議決の根拠となったアンケートの信頼性が損なわれているのですから。

法令や規程等を遵守することは、事務的なトラブルや誤りを防止するとともに、いかに正當に職務に当たって来たかを示す証であり、職員自身にとっても不当な介入や根拠のない疑惑をかけられないためにも重要なことではないかと考えます。

なお、今回のアンケート自体は事務局決裁で行われたもので、その責任は書記長にあると考えますが、当然、選挙管理委員長の監督責任も問われます。選挙管理委員長におかれましても、「全国的に投票率が低下している」とか、「他の自治体でも投票所を減らしている」などの言い

訳を追認することなく、憲法に基づく選挙権の保障と投票率の向上という選管本来の役割に立ち返ってその任に当たっていただきたいという願いも込めて行った監査請求であることを申し述べて、終わりと致します。

#### 添付資料

- 追加証拠資料 1 事務連絡 令和 4 年 7 月 19 日「お問い合わせへの回答について」
- 追加証拠資料 2 「令和元年町民意識調査結果」より抜粋 問 (17) への回答
- 追加証拠資料 3 「奥州市投票区再編計画」より抜粋
- 追加証拠資料 4 「紫波町「投票区再編 (案) について」より抜粋
- 追加証拠資料 5 「投票区の再編に関するアンケート結果」より抜粋

#### 4 監査対象機関の弁明と証拠の提出

##### (1) 実施経過

監査対象機関に対し、令和 5 年 1 月 18 日付けで弁明書の提出を求め、監査対象機関は、令和 5 年 2 月 2 日付けで住民監査請求書に対する弁明書を提出し、令和 5 年 2 月 2 日に受理した。

##### (2) 監査対象機関の弁明の要旨

- |                  |           |
|------------------|-----------|
| 雫石町選挙管理委員会からの弁明書 | 別紙 1 のとおり |
| 総務課からの弁明書        | 別紙 2 のとおり |

##### (3) 事実関係

###### 1 法第 191 条第 3 項〔書記長・書記その他の職員〕

書記長は委員長の命を受け、書記その他の職員又は第 180 条の 3 の規定による職員は上司の指揮を受け、それぞれ委員会に関する事務に従事する。

###### 2 法第 194 条〔その他の必要事項〕

この法律及びこれに基く政令に規定するものを除く外、選挙管理委員会に関し必要な事項は、委員会がこれを定める。

###### 3 雫石町選挙管理委員会規程第 16 条

起案文書は、すべて書記長を経て委員長の決裁を受けなければならない。ただし軽易な事件であって委員長が指定したものは、書記長がこれを専決することができる。

###### 4 雫石町選挙管理委員会書記長専決事項

雫石町選挙管理委員会規程（昭和 32 年選管告示第 8 号）第 16 条の規定に基づき、書記長の専決すべき事項を次のとおり指定する。

- (1) 職員の時間外勤務命令に関すること。
- (2) 職員の休暇、欠勤等の服務に関すること。
- (3) 職員の旅行命令に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) 会計、経理及び用度に関すること。

- (6) 職員の扶養親族の認定に関する事。
- (7) 文書、物件の收受及び発送並びに保存に関する事。
- (8) 公文書の開示等の決定に関する事。
- (9) 個人情報の開示等の決定に関する事。
- (10) 職員の事務分担に関する事。
- (11) 照会、回答、報告、通知届出及び調査等に関する事。
- (12) その他、軽易な事件の処理に関する事。

## 第4 監査の結果

### 1 結論

本件請求を棄却及び一部却下する。

### 2 理由

請求人は、選挙管理委員長の決裁を受けることもなく、書記長決裁で投票区再編方針を作成したうえ、その賛否を問うアンケート調査を実施し公金を支出したことは、法 191 条第 3 項及び零石町選挙管理委員会規程第 16 条に違反していることから、当該経費を町に返還させるように主張していると解される。

一般的に住民監査請求は、財務会計行為自体に違法・不当があるか否かが監査の対象となる。しかしながら、本件措置請求において、請求人はアンケート調査のための予算執行という財務会計行為そのものの違法・不当については何ら言及せず、先に行うべき法及び零石町選挙管理委員会規程に規定されている手続きに関する違法・不当を主張しており、それゆえに当該予算執行が違法・不当となる旨を述べていると解される。

書記長の専決事項については、零石町選挙管理委員会規程第 16 条の規定に基づき零石町選挙管理委員会書記長専決事項によって指定している。

アンケート調査は、再編（案）を示し、投票所が変更となる投票区の全有権者を対象に意見を求めるものであり、同専決事項（11）で指定している「調査等に関する事」に該当し、事務手続きに違法・不当な点は認められない。

以上のとおり、請求人は、住民監査請求の要件である財務会計行為の違法性については何ら摘示せず、その前提となるアンケート調査の実施に関し、書記長専決での決裁について違法・不当を主張しているが、アンケート調査実施手続きについてみるも、著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するものとは認められず、したがって、アンケート調査に関する本件支出を違法・不当とする事由を見出すことはできない。

よって、本件請求のうちアンケート調査に関する公金の支出に係る返還請求については理由がないものと認めたため、これを棄却し、その余の請求については、不適法であるため却下する。

# 別 紙 1

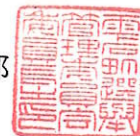


零選第 0502001 号  
令和 5 年 2 月 2 日

零石町監査委員 小 田 純 治 様

零石町監査委員 階 研 太 様

零石町選挙管理委員会委員長 林崎 正邦



## 弁 明 書

請求人が令和 5 年 1 月 13 日付で提起した住民監査請求について、下記のとおり  
弁明します。

### 記

#### 1 弁明の趣旨

本件請求について棄却を求めます。

#### 2 弁明の理由

##### (1) 請求書中、「(1) 違法性・不当性」について

請求者は「投票権は～」及び「しかるに～」の段を通じて、投票区再編方針の  
作成及びアンケートの実施について、輕易な事案に該当せず、選挙管理委員会書  
記長の決裁で実施は、地方自治法第 191 条第 3 項及び零石町選挙管理委員会  
規程第 16 条に違反する旨を主張しています。

はじめに、選挙管理委員会では零石町選挙管理委員会書記長専決事項の中で、  
書記長の専決すべき事項を定めています。

投票区再編方針（証拠書類：1, 2）の策定及び投票区・投票所の再編（案）

に関するアンケート調査（証拠書類：3）の実施は、選挙管理委員会に投票区再編を諮る前の調査に関することであり、同専決事項（11）に定める「照会、回答、報告、通知届出及び調査等に関すること」に基づき実施しているため、違反の事実はありません。

請求者は「アンケートで～」の段及び「さらに重大な問題は～」の段を通じて、昭和44年の旧自治省選挙部長通知に反して、解消すべき遠距離地区を増やした旨、公正かつ十分な情報提供がされていなかった旨、及び事実と異なる記載がされていた旨を主張しています。

投票区については、公職選挙法第17条の規定に基づき、市町村をその区域とし、各選挙管理委員会が市町村の現状にあわせて、さらに細かく区割りを設けることができるものと規定されています。

投票所については、公職選挙法第39条の規定に基づき、原則としてその投票区内の市町村選挙管理委員会が指定した場所に1箇所設けることと規定され、選挙執行の都度、選挙管理委員会が決定しています。

請求者が準拠すべき基準と表現している、昭和44年5月の旧自治省選挙部長通知は、現在の国からの技術的助言に準ずるものであり、拘束力はありません。

また、今回のアンケートに添付した文書は、より多くの方にアンケートに答えていただくため、アンケートの趣旨を明瞭に伝えることを意図したものであり、文書に掲載した内容に事実と異なる記載はありません。

なお、令和元年度に実施した雫石町町民意識調査での投票所についての調査結果や、令和3年10月に執行された衆議院議員総選挙の際の投票所の状況等を踏まえ、選挙管理委員会閉会後の意見交換の中で検討を重ねてきたことは、令和4年6月議会定例会における上野三四二議員の質問に対してお答えしているとおりです。（証拠書類：4）

請求者は「5月の選挙管理委員会では～」の段でアンケートの利用方法が不当である旨、及び投票区の再編が特定地域の町民の投票権を奪う旨を主張しています。

投票区再編の是非については、アンケートの結果を参考とする旨を告知したうえでアンケートを実施しており（証拠書類：3）、アンケートの利用方法として不当な事実はありません。投票区再編にあたっては、投票所まで距離が遠くなる方もいることから、投票区の再編にあわせ、投票所までの移動手段として、あねっこバスによる移動支援に取り組み、投票機会の確保に努めています。

以上のことから、書記長が違法な手続きにより不当な調査を実施し、町に対して損害を与えた事実はありません。

## （2）請求書中、「（2）求める措置」について

請求者は「アンケートの実施にかかった～」の段で、送付・回収のための費用全額を町に弁済するよう主張しています。

本件、アンケートの実施費用に関する決裁文書には、アンケート調査票を郵送にて送付し、同封した返信用封筒にて実施することが記載され、雫石町選挙管理委員会書記長専決事項（11）に基づき決裁、実施しています。支出も適法に行われていることから、違法若しくは不当な公金の支出があったと認める事実はありません。

請求者は、「選挙管理委員会は、公正な～」の段で、旧自治省選挙部長通知に基づく遠距離投票区を解消するよう、投票区再編のやり直しを主張しています。

旧自治省選挙部長通知は、前述のとおり拘束力はないものであり、請求者が求める、投票区再編をやり直す根拠とは認められません。また、投票区の再編は社会情勢や有権者数の変化などに応じて実施するものであり、現時点では再編を行う予定はありません。

請求者は、「選挙管理委員長と選挙管理委員会事務局は～」の段及び「選挙管理委員会議事録は～」の段で、関連規則や通知に準拠して職務に当たること、及び選挙管理委員会議事録のHPでの公開を主張しています。

これらについて、請求者の主張する関係法令等に違反している事実はないこと、及び議事録のHP公開に関して違法性又は不当性は認められないことから、

措置を求める必要性は認められません。今後も引き続き関係法令に基づき、適正に事務を執行してまいります。

[経過]

令和4年 3月 1日 雫石町投票区の再編方針について決裁伺書起案、決裁

令和4年 4月 5日 投票区・投票所の再編（案）に関するアンケート決裁伺書  
起案、決裁

令和4年 4月 11日 アンケート送付

令和4年 4月 28日までの期間でアンケート回収

令和4年 5月 13日 令和4年第5回選挙管理委員会に、投票区再編に関する  
アンケート結果、投票区再編について選挙執行規程の一部  
改正についてを議題とし、原案可決

(証拠書類：5～8)

令和4年 5月 16日 雫石町選挙執行規程の一部改正について決裁伺書起案、  
決裁、告示（証拠書類：9）

[証拠書類]

雫石町投票区再編方針決裁伺書の写し（証拠書類：1）

投票区再編方針の写し（証拠書類：2）

投票区・投票所の再編（案）に関するアンケート調査についての決裁伺書の写し  
(証拠書類：3)

令和4年6月定例会上野三四二議員一般質問議事録の写し（証拠書類：4）

令和4年第5回選挙管理委員会資料の写し（証拠書類：5）

投票区再編に関するアンケート結果の写し（証拠書類：6）

投票区の再編についての写し（証拠書類：7）

令和4年第5回選挙管理委員会議事録の写し（証拠書類：8）

令和4年5月16日付雫石町選挙管理委員会告示第3号の写し（証拠書類：9）

## 別 紙 2

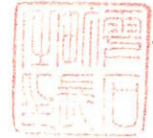


雲総第 0502004 号  
令和 5 年 2 月 2 日

雲石町監査委員 小 田 純 治 様

雲石町監査委員 階 研 太 様

雲石町長 猿 子 恵 久



## 弁 明 書

請求人が令和 5 年 1 月 13 日付で提起した住民監査請求について、下記のとおり  
弁明します。

### 記

#### 1 弁明の趣旨

本件請求について棄却を求めます。

#### 2 弁明の理由

##### (1) 請求書中、「(2) 求める措置」について

請求者は「アンケートの実施にかかった～」の段で、送付・回収のための費用  
全額を町に弁済するよう主張しています。

アンケートの実施にかかった費用は、地方自治法第 232 条の 3 及び雲石町  
会計規則第 40 条の規定に基づき、支出負担行為が行われ、地方自治法第 232  
条の 4 第 1 項、地方自治法施行令第 160 条の 2、及び雲石町会計規則第 43 条  
の規定に基づき支出命令が行われています。

また、地方自治法第 232 条の 4 第 2 項及び第 232 条の 5、及び雲石町会計

規則第83条の規定に基づき支出が行われています。

以上のとおり、地方自治法、地方自治法施行令及び零石町会計規則に基づく財務会計行為として、違法若しくは不当な公金の支出があったと認める事実はありません。

[経過]

令和4年 5月13日 令和4年4月分郵便料金負担行為及び支出命令

令和4年 5月30日 同 支払い

令和5年 6月13日 令和4年5月分郵便料金負担行為及び支出命令

令和5年 6月30日 同 支払い

[証拠書類]

令和4年5月（4月送付、返信分）の郵便料負担行為及び支出命令の写し

（証拠書類：1, 2）

令和4年6月（5月送付、返信分）の郵便料負担行為及び支出命令の写し

（証拠書類：3, 4）

後納郵便物等取扱票（証拠書類：5）

返信用封筒使用通数（証拠書類：6）

アンケート費用（証拠書類：7）